

原発事故当時、関東地方の自宅を離れ旧警戒区域内の工場に単身赴任中であったが、原発事故直後に工場が閉鎖となり関東地方の自宅に戻ることを余儀なくされた申立人について、自宅に戻った時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、自宅に戻った以降も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」と言う。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

【損害項目】

(1) 避難費用

ア 避難交通費	26,000円
イ 家族間移動交通費（平成23年8月分、平成24年3月分及び同年4月分）	76,000円
ウ 衣類購入費用	40,922円
エ 電化製品購入費用	88,740円
オ 通信費増加分	19,889円

(2) 一時立入費用（平成23年6月分、同年7月分及び平成24年3月分）

76,200円

(3) 精神的損害

自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害

・平成23年3月分	156,000円
・平成23年4月ないし平成25年4月分	各月130,000円
	合計3,406,000円

(4) 就労不能損害（ただし、平成23年3月乃至平成24年2月における減収分）

975,000円

(5) 財物損害（家財）

600,000円

(6) ペット喪失慰謝料

50,000円

(7) 本件に関する弁護士費用

160,763円

【期 間】 自 平成23年3月11日 至 平成25年4月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、5,519,514円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（1）、（2）、（4）及び（7）（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月25日

（仲介委員 伊藤絃一）